

CO<sub>2</sub>排出権取引

地球温暖化が本格的に国際問題となってきたのは1980年代半ばです。その後、国際的な取り組みをめざした「気候変動に関する国際連合枠組条約」が1994年3月に発効となり、この条約を批准した国々によって開催される「締約国会議」で、具体的な取り組み方法が話し合われてきました。その第3回会議が有名な京都会議で、このとき採択された「京都議定書」は、2005年2月に発効となりました。この京都議定書には、温暖化防止方策についての二つの重要な取り決めが交わされています。

その一つは、先進国と市場経済移行国に対して、温室効果ガスの排出限度が具体的に割り当てられたことです。これは2008年から2012年までの5年間を当初の約束期間として、排出量を1990年の実績比で減らすというもので、その削減割合は、日本6%、米国7%、EU8%、カナダ6%などとなっています。もう一つは、割当量遵守の手段として、省エネルギーによる自国内での削減努力だけでなく、排出権取引などにより他国から割当量を入手することを認めるというものです。すなわち、割り当てをオーバーしそうになった場合には、排出量に余裕のある国から余った排出量を購入することができるように、排出権の売買を認めるというのが排出権取引の基本的な考え方です。

排出量の入手手段としては、他に「共同実施(JI)」と「クリーン開発メカニズム(CDM)」という二つの方法があります。これらは他国における排出量削減事業に参加してその成果の一部を自国の削減分にカウントするというもので、前者は先進国、後者は発展途上国における事業に参加

した場合をいいます。「排出権取引」を含めてこれら三つを総称して「京都メカニズム」と言っています(図1参照)。

排出権取引には、政府が国全体の排出状況を監視しながら、必要に応じて他国から排出権を購入する「国際排出権取引」と、企業などが経済行為の一環として排出権を売買する「国内排出権取引」の二つがあり、各国とも最終的にはこれらを連携させることを目指しているようですが、国内排出権取引の制度構築が先行しています。既に制度が立ち上がっているEUや英国国内排出量取引市場での排出権価格は、5~10ドル/トン-CO<sub>2</sub>で推移しています。日本では、環境省が国内排出量取引制度に関する知見、経験の蓄積を行うことを目的として「自主参加型国内排出量取引制度」を立ち上げ、2005年2月~4月に公募、5月に34社の参加者を決定しました。

今後、制度の構築にあたっては、排出枠を各企業に無償交付するのか、それとも公開入札で売却するのか、また、配分主体を温室効果ガスの排出者にするのか、それとも燃料販売業者にするのかなど検討すべき課題がいろいろあり、その選択如何によっては国民生活、企業活動に大きな影響が出ることが考えられます。いずれにしても、排出権の商品化が実現すれば、国内取引市場だけでも2010年には1兆円規模、関連ビジネスの市場規模は2.7兆円と予想されています。

ゴム工業との関連を見てみますと、タイ国ヤラにおけるゴム木廃材発電計画、南米・コロンビアの熱帯雨林ルネサンスプロジェクトにおける1万ヘクタールのゴム植林計画

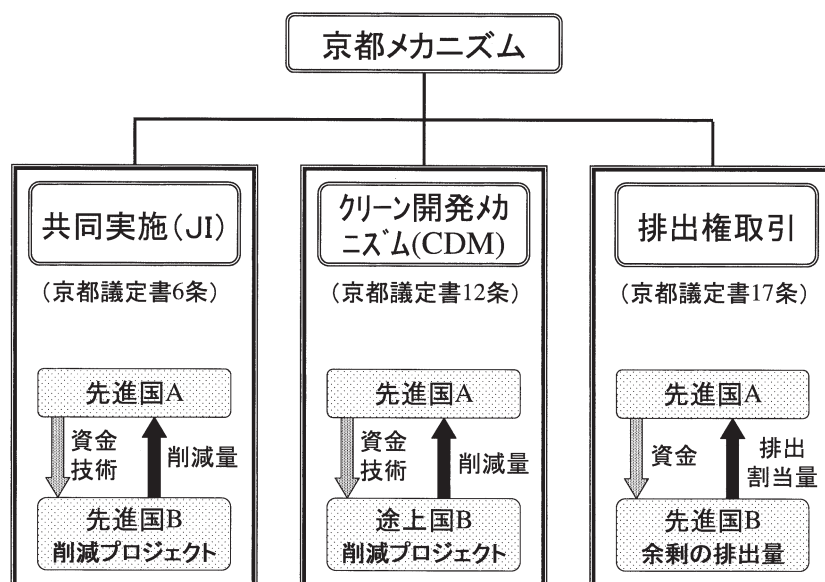


図1 京都メカニズムの概要

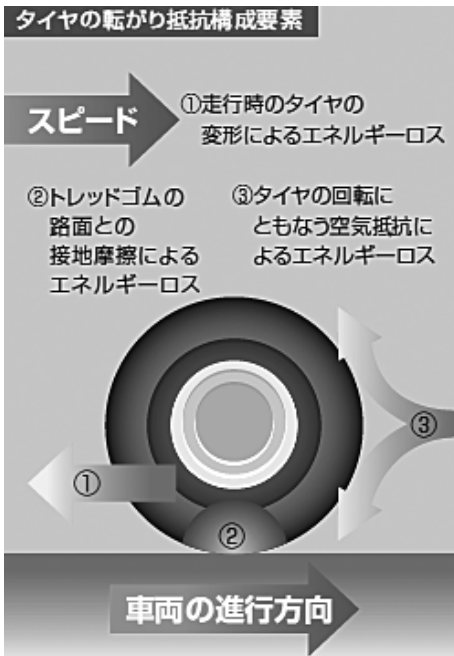


図2 タイヤの転がり抵抗構成要素  
(株ブリヂストン2004環境白書より引用)

などのクリーン開発メカニズムに関するもの、転がり抵抗を減じた低燃費タイヤの開発(図2参照)、およびゴム製造における燃料転換や製造プロセスの改善等によるCO<sub>2</sub>の削減といったものが該当します。日本ゴム工業会のまとめによれば、1990年度のCO<sub>2</sub>排出量は195.1万トン-CO<sub>2</sub>、エネルギー原単位740m<sup>3</sup>/千トンでしたが、2003年度のエネルギー原単位は1990年度比で-2.6%と改善されているも

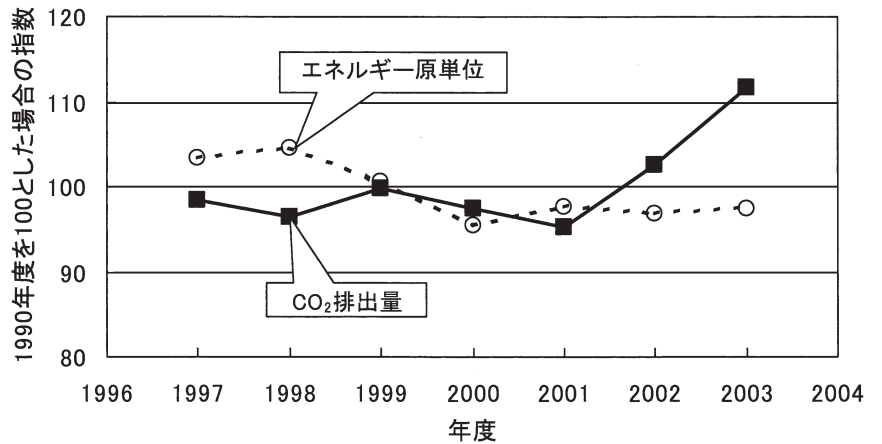


図3 CO<sub>2</sub>排出量およびエネルギー原単位の指数の推移(日本ゴム工業会データ)

の、CO<sub>2</sub>排出量は+11.6%と増加しています(図3参照)。同会がまとめた「環境保全に関する自主行動計画」においては、2010年におけるCO<sub>2</sub>総排出量およびエネルギー原単位を1990年レベルに維持することを目標として掲げています。

(ニチアス(株)西本 一夫)